

平成22年加美町議会第3回定例会会議録第3号

平成22年9月10日（金曜日）

出席議員（18名）

1番	下山孝雄君	2番	尾形明君
3番	三浦英典君	4番	三浦又英君
6番	木村哲夫君	7番	近藤義次君
8番	吉岡博道君	9番	工藤清悦君
10番	一條寛君	11番	佐藤善一君
12番	米木正二君	13番	沼田雄哉君
14番	猪股信俊君	15番	新田博志君
17番	高橋源吉君	18番	伊藤由子君
19番	伊藤信行君	20番	一條光君

欠席議員（2名）

5番	澁谷征夫君	16番	伊藤淳君
----	-------	-----	------

欠員なし

説明のため出席した者

町長	佐藤澄男君
副町長	森田善孝君
総務課長	早坂宏也君
会計管理者兼課長	柳川文俊君
政策推進室長	今野幸伸君
危機管理室長	早坂俊一君
庁舎建設準備室長	猪股清信君
企画財政課長	吉田恵君
町民課長	畠山和幸君
税務課長	竹中直昭君

特別徴収対策室長	渡邊光彦君
農林課長	猪股雄一君
農業振興対策室長	早坂安美君
森林整備対策室長	高橋洋君
商工観光課長	佐藤勇悦君
建設課長	早坂忠幸君
保健福祉課長	早坂仁君
子育て支援室長	早坂律子君
地域包括支援センター所長	高橋ちえ子君
上下水道課長	高橋行雄君
小野田支所長	早川栄光君
宮崎支所長	猪股忠一君
総務課長補佐	佐藤敬君
教育長	土田徹郎君
教育総務課長	佐竹久一君
社会教育課長	鈴木啓三君
体育振興課長	大類恭一君
農業委員会会長	兔原伸一君
農業委員会事務局長	鈴木裕君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	高橋啓君
次長	熊谷和寿君
主査	橋本幸文君
主査	佐藤礼実君

議事日程 第3号

第1 会議録署名議員の指名

- 第 2 認定第 1 号 平成 2 1 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第 2 号 平成 2 1 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 3 号 平成 2 1 年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 4 号 平成 2 1 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 5 号 平成 2 1 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 6 号 平成 2 1 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 7 号 平成 2 1 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 8 号 平成 2 1 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 0 認定第 9 号 平成 2 1 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 1 認定第 1 0 号 平成 2 1 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 2 認定第 1 1 号 平成 2 1 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 3 認定第 1 2 号 平成 2 1 年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 4 認定第 1 3 号 平成 2 1 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 5 報告第 7 号 平成 2 1 年度加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率について
- 第 1 6 議発第 1 号 子宮頸がん予防措置実施の推進を求める意見書の提出について
- 第 1 7 議員派遣の件について
- 第 1 8 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 1 8 まで

午後 3 時 5 0 分 開議

○議長（一條 光君） 本日は大変御苦労さまです。

議員各位並びに職員の皆様に申し上げます。脱衣を許可いたします。

会議を始める前に、保健福祉課長より発言の申し出があります。保健福祉課長。

○保健福祉課長（早坂 仁君） 保健福祉課長でございます。

先ほどの伊藤議員に対する回答が出ましたので、恐れ入りますが、報告させていただきます。

先ほど、介護 1 の人が判定で要支援 2 と介護 1・2 に分割されているということでございました。その件数については成果書に載っているとおりでございます。

さらに御質問は、要介護 1 の人がもっと厳しいような判定になっている人がいるのではないかと、あるいはそういった例がありましたらということでしたので、御報告させていただきます。個別の判定なものですからその人というふうには限らないんですけれども、前回の判定で要介護 1 と判定された方が、その後の判定で要支援 2 と判定された方の人数を申し上げます。要介護 1 と判定された総数が 219 人前回ございまして、今回の判定では要支援 2 と判定された方が 32 人でございます。要するに、判定が軽くなったということでございます。それから、同じ要介護 1 と判定された方が約半数の 110 人でございます。それから、要介護 2 以上と判定された方、総数 219 人の中の 68 名いらっしゃいました。

以上でございます。御報告申し上げます。

○議長（一條 光君） ただいまの出席議員は 18 名であります。5 番澁谷征夫君、16 番伊藤 淳君より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（一條 光君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、12 番米木正二君、13 番沼田雄哉君を指名いたします。

日程第 2 認定第 1 号 平成 21 年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 2 号 平成 21 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 認定第 3 号 平成 21 年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定

について

日程第 5 認定第 4 号 平成 21 年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 認定第 5 号 平成 21 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 認定第 6 号 平成 21 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 認定第 7 号 平成 21 年度加美町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 認定第 8 号 平成 21 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 10 認定第 9 号 平成 21 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 11 認定第 10 号 平成 21 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 12 認定第 11 号 平成 21 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 13 認定第 12 号 平成 21 年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 14 認定第 13 号 平成 21 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第 2、認定第 1 号平成21年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 3、認定第 2 号平成21年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 4、認定第 3 号平成21年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 5、認定第 4 号平成21年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 6、認定第 5 号平成21年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 7、認定第 6 号平成21年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 8、認定第 7 号平成21年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 9、認定第 8 号平成21年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第 9 号平成21年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついで、日程第11、認定第10号平成21年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第11号平成21年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第12号平成21年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第13号平成21年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上13件はいずれも平成21年度決算であり関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、日程第2、認定第1号から日程第14、認定第13号までを一括議題とすることに決定いたしました。

認定第1号から認定第13号までは決算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長高橋源吉君、御登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 高橋源吉君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（高橋源吉君） それでは、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

認定第1号平成21年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第2号平成21年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第3号平成21年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第4号平成21年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第5号平成21年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第6号平成21年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第7号平成21年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第8号平成21年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であり

ます。

認定第9号平成21年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第10号平成21年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第11号平成21年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第12号平成21年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第13号平成21年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

以上、報告を終わります。

○議長（一條 光君） 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は決算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思っておりますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

まず初めに、原案に反対者の討論を許可いたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 私は、加美町の平成21年度一般会計並びに特別会計の決算認定について賛成の意見を述べるものでございます。

一般会計138億4,700万円の歳入、歳出133億3,200万円、特別会計につきましては68億9,400万円の歳入に対しまして歳出が66億3,600万円、合計207億4,100万円であります。このうち一般会計から特別会計に繰り入れる金が13億7,772万円ありますので、実質的な金の動きは194億円の金が町民各位のために使ったわけでありまして、1人当たり74万7,000円、1戸当たりになりますと244万3,000円の金が町民のために使われているわけでありまして。

この決算の規模においては、特筆すべきことは、財政健全化に大きな一歩をしるしたということでありまして。3年前町長に就任した佐藤町長にとって、町の財政を取り巻く環境は大変厳しいものであったわけでありまして。財政をあらわす数値はすべて悪い状況にあったのでありま

す。中新田、小野田、宮崎の旧3町は、それぞれ恵まれた自然や人材などよいところを持って合併したと同時に、借金を抱えて合併したのであります。それに加えて、3町が均衡ある発展を進めていくためにさまざまな事業を行い、借金が一番ピークの時に佐藤町長が就任したわけでありまして。それがこの3年間の間において、代表監査委員からの説明にもあったとおり、そしてまた次の報告第7号の平成21年度の健全化判断比率の数値にもあるように、すばらしい改善を見せたわけでございます。

特に、実質公債費比率は、平成18年度決算で21%だったものが21年度で18.2%と、まもなく18%を聞くとところまで改善を見たのであります。また、経常収支比率につきましても、95%から88.8%と90%を切るまでになったのであります。このことは、3年前加美町があしたにも夕張市になるという騒ぎを思い出すと、まさに隔世の感があるわけでございます。この財政指標の改善は、佐藤町長を初め職員一同が行政改革に対し、町長の強いリーダーシップと一致団結頑張った成果でもあると思うのであります。

しかも、何も仕事をしないで数値を下げたのではなくて、昨年度は生活対策臨時交付金、経済危機対策臨時交付金など国の交付金を活用し、さまざまな事業に取り組んだのでございます。町の施設への地上デジタルテレビの配置、割増商品券発行、各施設の耐震診断、道路の維持補修、在宅リフォームの助成、集会所の修繕助成など、6億円にのぼる事業を実施したのでございます。また、厳しい雇用環境の中で、4,000万円を超える緊急雇用対策事業も実施したわけでございます。さらに、産業面におきましても、農林、商工等各分野において土づくりセンター整備に6,700万円、薬師の湯の源泉掘削など9,000万円、環境面におきましても薬業施設に対する木質バイオマス整備2億9,000万円など、必要な投資も行ったのであります。また、指定管理者への移行も着々と進めているのでございます。一方、教育面においても、各小中学校に50インチのデジタルテレビを配置し、また教材用パソコンも190台更新いたしましたのでございます。

このように、多くの事業を実施しながら、財政を健全化しながら、財政を健全化へと導いてきたのであります。今後も決して油断することなく、財政健全化を果たしながら、町民の幸せのために行財政改革を進めるとともに、町民との協働という理念を実践していただきたいと期待し、加美町の平成21年度一般会計並びに各種特別会計の決算審査について賛成の意を表すものでございます。議員各位の賛同を心から期待し、賛成討論とするものです。終わります。

○議長（一條 光君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。19番伊藤信行君。

○19番（伊藤信行君） 私は、平成21年度加美町一般会計及び各種特別会計決算につきまして賛成の立場から討論を行うものでございます。

地方自治体の置かれております現下の厳しい財政環境の中にあつて自主財源を初め依存財源の確保に最大の努力をなされ、一方歳出につきましては経常経費の削減に努力された跡が随所に見られ、財政運営の効率化、健全化に細心の注意を払ったのがこの各種決算であると思われ、私はこれら各決算を認定をすることに何ら問題ないのではないかと思います。

特に、平成21年度は国の補正関連である地域活性化公共投資臨時交付金などにより近年になく大型補正予算を追加する中で、薬菜温泉施設群に二酸化炭素抑制など環境に配慮した新エネルギー木質バイオマス施設の導入を初め、少子化対策として妊婦健診の回数拡大、住宅等リフォーム助成事業、生活の基盤となる道路整備の推進、離職者の雇用の場の創出等々、地域活性化、生活支援、安全・安心なまちづくりに大きな成果を上げられたと思うのであります。

さらに、公的資金補償金免除繰上償還を積極的に実施し、今後の公債費軽減、いわゆる将来にわたる負担の軽減に努められ、一般会計、各種特別会計においては、実質収支、単年度収支はともに黒字決算、さらには基金の積み立て状況を見ましても、緒事業を積極的に推進しながら財政調整基金へ1億6,200万円、庁舎整備基金2億5,000万円など、総額3億5,400万円を積み立てております。

主要財務指標を見ましても、経常収支比率、起債制限比率、実質公債費比率など各指数は好転しており、財政健全化への明るい兆しが見えてきた証明になるのではないのでしょうか。これらは、いずれも佐藤町長の指揮管理のもと職員一丸となって行財政改革、経常経費の節減に取り組んだ結果であるものと確信するところであり、心から敬意を表するものであります。

これからも依然として厳しい財政運営を進めていかなければならないわけではありますが、地方公共自治体の財政の健全化に関する法律の適用やこれからの経済情勢、地方分権の進展などを考えるとき、長期的展望に立った弾力性のある健全財政運営の確立を期し、百年の大計を誤らない細心の注意と努力、そして町民が将来に明るい展望の持てるまちづくりに向かって、なお一層努力されるよう特に要望・意見を付しまして、平成21年度加美町一般会計並びに各種特別会計の決算認定について賛成討論といたします。議員各位の賛同を切にお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。

ほかに討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。

認定第1号平成21年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第1号平成21年度加美町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号平成21年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第2号平成21年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号平成21年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第3号平成21年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号平成21年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第4号平成21年度加美町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号平成21年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第5号平成21年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号平成21年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第6号平成21年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号平成21年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第7号平成21年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号平成21年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第8号平成21年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号平成21年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第9号平成21年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号平成21年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第10号平成21年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号平成21年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第11号平成21年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第12号平成21年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第12号平成21年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第13号平成21年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（一條 光君） 全員起立であります。よって、認定第13号平成21年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第15 報告第7号 平成21年度加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率について

○議長（一條 光君） 日程第15、報告第7号平成21年度加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率について報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） 報告第7号平成21年度加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率について御説明申し上げます。

本案件は、平成19年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、町の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして四つの財政指標及び公営企業における資金不足比率について報告するものであります。

初めに、実質赤字比率と連結実質赤字比率について説明申し上げます。実質赤字比率は普通会計の赤字の割合をあらわし、連結実質赤字比率は普通会計と特別会計を合わせた全会計の赤字の割合をあらわすもので、この二つの財政指標につきましては、平成21年度においてすべての会計が黒字であったことから、いずれも赤字比率は表示されないものであります。

次に、実質公債費比率について申し上げます。これは加美町が負担する公債費等が財政規模

に対してどれくらいの割合かをあらわし、平成19年度から平成21年度まで3年間の平均値を実質公債費比率としているもので、平成21年度の実質公債費比率は18.2%となっており、早期健全化基準25.0%を下回っております。この数値は平成20年度の19.4%に対し1.2ポイント改善されております。なお、今後の実質公債費比率の見通しではありますが、平成22年度では17%を下回り、その後においても減少傾向で推移すると試算しております。

次に、将来負担比率についてでございますが、これは公債費や債務補償など加美町が将来負担すべき実質的な負担が財政規模に対してどれくらいの割合かをあらわしたもので、平成21年度の将来負担比率は142.2%となっており、早期健全化基準350.0%を下回っております。これも平成20年度の148.3%に対し6.1ポイント減少しております。

最後に、資金不足比率についてですが、下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、工業用地等造成特別会計のいずれの会計においても黒字だったため、赤字比率は表示されないものであります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条1項及び第22条1項により、すべての数値において健全化内にありますことを御報告いたします。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

続いて、監査委員の審査意見書の報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（小山元子君） それでは、平成21年度加美町財政健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率につきまして御報告申し上げます。

初めに、平成21年度財政健全化審査意見についてでございます。

町長から提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載しました書類は適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果といたしまして、総合意見、審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、平成21年度の決算は黒字となっておりましたので、赤字比率には該当しませんでした。

実質公債費比率18.2%、将来負担比率142.2%、これも早期健全化基準を下回っております。

是正改善を要する事項といたしましては、実質公債費比率につきまして、早期健全化基準を下回っておりますが、地方債許可団体、18%以上なんです、あともう一步というところなんです、なお一層の健全な財政運営を望むものであります。

続きまして、平成21年度水道事業会計及び下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、工業

用地等造成事業特別会計につきましては、まとめて健全化審査意見について御報告申し上げます。

経営健全化審査は、町長から提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載しました書類が適正に作成されているかどうかを主眼として行いました。

審査の結果といたしまして、総合意見、審査に付されました下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載しました書類は、いずれの会計におきましても適正に作成されているものと認められました。

個別意見につきましては、資金不足比率につきましては、平成21年度はいずれの会計におきましても資金剰余金がありますので、資金不足比率には該当いたしません。よって、是正改善を要する事項といたしまして特に指摘すべき事項はございませんでした。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 確かに数字的には非常に改善されておりますが、賛成討論の中にもありましたように臨時交付金の大きな影響もあって、まだまだ油断できないところもあると考えております。それはそれとして、代表監査委員さんにこの監査やっていただいた感想などを今後の改善の糧にしたいと思いますので、もしございましたら監査委員さん、御意見をいただければと思います。

○議長（一條 光君） 代表監査委員。

○代表監査委員（小山元子君） それでは、今回決算審査を通しまして感じましたことを何点かお話し申し上げたいと思います。

21年度の決算審査に関しましては、決算審査意見書のとおりであります。今回質疑にもありましたように、各会計におきまして収入未済額が多くあります。納税は私たちの義務であります。そしてまた、借りたものは返す、使用したものはお返しする、これは基本的なルールだと考えております。でありますことから、皆さんも、私も含めてですが、もう一度そのことを再認識していただきたいなというふうに感じました。

ただ、いろいろな事情がありまして、確かに困難なことであるということも承知しておりますが、各課相談窓口もあることですので、足を運ぶ、そして足を運んでもらえるようにさらに積極的に働きかけて改善していただきたいなというふうに感じました。

二つ目は、審査は御案内のとおり課長さん初め職員の皆様の話をお聞きしながら進めていく

ものであります。それぞれの立場で熱い思いを持って仕事に携わっている方々が大勢いることは感じました。それを今後とも、縦の糸は課長さん方に頑張ってリードをしていただきまして、それを横に、そして面へと連携をとっていただきましてら、効率的な事業がよりよく展開できるのではないかなというふうに感じております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 6番木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） ありがとうございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第7号平成21年度加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率についての報告を終了いたします。

日程第16 議発第1号 子宮頸がん予防措置実施の推進を求める意見書の提出について

○議長（一條 光君） 日程第16、議発第1号子宮頸がん予防措置実施の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（高橋 啓君） 事務局長。

それでは、お手元に配付いたしました意見書を朗読させていただきます。

議発第1号子宮頸がん予防措置実施の推進を求める意見書について

上記の意見書を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成22年9月7日

提出者	加美町議会議員	一 條 寛
賛成者	加美町議会議員	吉 岡 博 道
	同	沼 田 雄 哉
	同	伊 藤 淳

裏面をごらんください。

子宮頸がんの予防措置実施の推進を求める意見書（案）

HPV（ヒトパピローマウイルス）感染が主な原因である子宮頸がんは、「予防できる唯一のがん」と言われています。年間約1万5,000人が新たに罹患し、約3,500人が亡くなっている

と推計されていますが、近年、若年化傾向にあり、死亡率も高くなっています。結婚前、妊娠前の罹患は女性の人生設計を大きく変えてしまいかねず、子宮頸がんの予防対策が強く望まれています。

子宮頸がんの予防対策として、予防ワクチンを接種すること及び予防健診（細胞診・HPV検査）によってHPV感染の有無を定期的に検査し、前がん病変を早期に発見することが挙げられます。

昨年、子宮頸がん予防ワクチンが承認、発売開始となり、ワクチン接種が可能になりました。費用が高額なため、一部の自治体ではワクチン接種への公的助成を行っていますが、居住地により接種機会に格差が生じることがないように国の取り組みが望まれます。予防検診の実施についても同様に、自治体任せにするのではなく、受診機会を均てん化すべきです。

よって、政府におかれては、子宮頸がんがワクチン接種と予防検診により発症を防ぐことが可能であることを十分に認識していただき、以下の項目について実施いただくよう強く要望します。

記。

一、子宮頸がん予防ワクチン接種の実施の推進

- ①予防効果の高い特定年齢層の希望者への接種及び国による接種費用の全部補助
- ②特定年齢層以外の希望者についても一部補助の実施
- ③居住地域を問わない接種機会の均てん化
- ④ワクチンの安定供給の確保及び新型ワクチンの開発に関する研究

一、子宮頸がん予防検診（細胞診・HPV検査）の実施の推進

- ①特に必要な年齢を対象にした検診については国による全部補助
- ②従来から行われている子宮頸がん検診を予防検診にまで拡大
- ③居住地域を問わない受診機会の均てん化

一、子宮頸がん及び子宮頸がんの予防に関する正しい知識の普及、相談体制等の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月10日

宮城県加美町議会議長 一 條 光

内閣総理大臣 菅 直 人

厚生労働大臣 長 妻 昭 あて

以上でございます。

○議長（一條 光君） ここで、提案者の趣旨説明をお願いいたします。一條 寛君、御登壇願います。

〔提案者 一條 寛君 登壇〕

○10番（一條 寛君） 子宮頸がん予防措置実施の推進を求める意見書の提出の提案理由を説明いたします。

子宮頸がんの原因がヒトパピローマウイルスにあることを発見したのは、2008年に生理学・医学のノーベル賞に輝いたドイツのハイゼン博士であります。そのおかげで、現在、子宮頸がんは検診とワクチンでほぼ100%予防できるようになっております。子宮頸がんは毎年きちんと検診さえ受けていれば前がん状態で発見でき、子宮を摘切せずに治癒できます。

予防医学への意識が高い欧米では検診の大切さを子供のころから教育しており、70%から90%もの女性が子宮頸がんの検診を受けている国が多くあります。しかし、日本での検診率は24%と低迷しています。

検診とは別に、世界100カ国以上で承認・発売され、日本でも昨年10月に承認され、12月から接種できるようになった予防ワクチンがあります。最近の日本人の疫学報告及び子宮頸がんの年齢分布に照らし合わせると、ワクチンによってすべての子宮頸がんの発症数が約70%減少すると推計され、罹患者が少なくなることで節約できる医療費は約400億円にのぼるとの試算もあります。

女性の健康は、家庭や社会への健康へと連動しています。一人でも多くの女性の方を子宮頸がんから守るため、意見書の提出を提案するものであります。議員各位の賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 質疑というより補足意見を言わせてください。

子宮頸がんワクチン「サーバリックス」は、グラクソ・スミス社のワクチンです。このグラクソ・スミス社のワクチンは、去年、インフルエンザワクチンをつくった会社でもあります。日本とこの会社は今、余ったワクチンを返す、返さない、お金を払う、払わないでちょっと交渉している会社でもあります。インフルエンザのワクチンのときは、型が違えば効かないということが通常言われております。でも、このサーバリックスという子宮頸がんワクチンは、日本人がよくかかる52型・58型ではなく16型・18型と、ウイルスの型が違うけれども効きますと言って売り出しているわけです。60%から70%効きますと言って売り出しているわけなんです

が、論理的にちょっと破たんしているとは思っています。

そういった意味で、ワクチンに過大な期待をしたり依存し過ぎることなく、検診の普及、今一條さんもおっしゃったように、検診の普及、情報の提供による予防対策を当町においても徹底するようにお願いして、賛成の意見といたします。

○議長（一條 光君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。

これにて討論を終結いたします。

これより議発第1号子宮頸がん予防措置実施の推進を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議発第1号子宮頸がん予防措置実施の推進を求める意見書の提出については原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第17 議員派遣について

○議長（一條 光君） 日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第118条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第18 閉会中の継続審査について

○議長（一條 光君） 日程第18、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

会議規則第74条の規定により、各委員長から委員会において調査中の事件について、総務建

設常任委員会委員長新田博志君より、行財政改革の推進と課題について、安心して暮らせる明るいまちづくりについて結論が出ないため、教育民生常任委員会委員長吉岡博道君より、保健医療体制・地域福祉の環境整備について、学校教育及び生涯学習の推進について結論が出ないため、産業経済常任委員会委員長高橋源吉君より、産業の振興策について結論が出ないため、議会運営委員会委員長猪股信俊君より、議会改革の取り組みについて結論が出ないため、新庁舎建設特別委員会委員長近藤義次君より、加美町の新庁舎建設整備に関する事項について結論が出ないため、菓菜リゾート開発事業調査特別委員会委員長高橋源吉君より、菓菜リゾート開発事業に関する事項について結論が出ないため、大崎市鳴子温泉向山地区産業廃棄物処理施設調査特別委員会委員長沼田雄哉君より、大崎市鳴子温泉向山地区に建設予定の産業廃棄物処理施設に関する事項について結論が出ないため、以上7委員会から閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は9月17日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） 御異議なしといたします。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成22年加美町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。